

## 唐津市過疎地域持続的発展計画策定の概要

### 1. 本計画について

本計画は、過疎地域の持続的発展に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく過疎地域（これまでの旧相知町、旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町、旧七山村に旧巖木町が追加）の指定に伴い、過疎からの自立と地域の持続的発展の実現のために策定するものです。

過疎対策については、昭和45年以来、4次にわたり議員立法として制定された過疎対策立法のもとで各種の対策が講じられてきましたが、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）が令和2年度末で期限を迎えたため、過疎地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上の実現を目指して、新たな過疎地域の持続的発展に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が令和3年4月1日に施行されました。

### 2. 本計画の概要について

本計画は、「1 基本的な事項」から「13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項」までの13項目で構成しており、令和3～7年度までの5年間を計画期間として策定するもので、財政上の優遇措置を活用するため、第2次唐津市総合計画や各個別計画に掲載されている項目や過疎債の活用が見込まれる事業などを主として計画に盛り込んでいます。